

次に、日程第9、議案第21号 長井市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○内谷邦彦議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

鈴木富美子産業・建設常任委員長。

(鈴木富美子産業・建設常任委員長登壇)

○鈴木富美子産業・建設常任委員長 おはようございます。

令和8年3月市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案6件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月12日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め、審査いたしております。なお、議案の該当箇所につきましては、現地踏査をいたしましたことを申し添えます。

それでは、議案第13号 市道路線の認定について申し上げます。

本件は、県営農地整備事業に伴う1路線について、市道路線の認定を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 市道路線の廃止について

申し上げます。

本案は、県営農地整備事業に伴う1路線について、市道路線の廃止を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号 長井市文化財保護条例の設定について申し上げます。

本案は、文化財保護法の規定に準じ、所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号 長井市農道及び林道管理条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、市道における道路占用料の見直しに準拠し、所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 長井市準用河川管理条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、市道における道路占用料の見直しに準拠し、所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号 長井市下水道条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、市道における道路占用料の見直しに準拠し、所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業・建設常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○内谷邦彦議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第10、議案第13号 市道路線の認定についてから日程第15、議案第25号 長井市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてまでの6件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第10、議案第13号 市道路線の認定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○内谷邦彦議長 起立全員であります。

よって、議案第13号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、議案第14号 市道路線の廃止についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○内谷邦彦議長 起立全員であります。

よって、議案第14号は、産業・建設委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第12、議案第16号 長井市文化財保護条例の設定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○内谷邦彦議長 起立全員であります。

よって、議案第16号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第13、議案第23号 長井市農道及び林道管理条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第14、議案第24号 長井市準用河川管理条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第15、議案第25号 長井市下水道条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、産業・建設委員長の報告は原案可決であります。

産業・建設委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内谷邦彦議長 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、産業・建設委員長報告のとおり決定いたしました。

予算特別委員会審査報告

○内谷邦彦議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

金子豊美予算特別委員長。